

浜松市建設工事設計変更事務処理要領

(目的)

- 1 この要領は設計変更に伴う変更契約の取扱いに関する必要な事項を定めて、事務の合理化を図るものである。

(設計変更の定義)

- 2 設計変更とは、浜松市建設工事執行規則(平成13年浜松市規則第46号)の規定により現設計を変更することをいい、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含むものである。

(設計変更の基準)

- 3 設計変更を行う基準は、別表に定めるとおりとする。

(設計変更の手続)

- 4 設計変更は、その必要が生じた都度監督員がその変更内容等を充分掌握するとともに、工事担当課及び工事主管課と協議のうえ行うものとする。

(設計変更による契約変更の範囲)

- 5 設計変更による増額が当初契約金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。

(契約変更の手続)

- 6 契約変更の手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 設計変更に伴う契約変更の手続は、変更執行伺によりその必要が生じた都度行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工事完成のとき(債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末)までに行うことをもって足りるものとする。

- (2) 前号の変更執行伺に添付する変更執行伺明細書には、別記に基づき設計変更理由を記入するものとする。

- 7 前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 設計変更による累積増減額が当初契約金額の20%以内であるもの。

- (2) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの。

(部分払)

- 8 軽微な設計変更により契約変更が工事完成のときとなる場合の部分払金の算定は、現契約金額によるものとする。

(準用)

- 9 この要領の規定は、建設工事関連業務委託について準用する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表

設計変更の基準

基準	(例)
1 条件変更に伴う処理によるもの	設計図書の不一致、誤びゅう、脱漏又は不明確な表示。設計図書の施工条件と工事現場の不一致
2 発注後発生した次に掲げる外的条件によるもの ア 天然現象、その他不可抗力によるもの イ 他事業との関連によるもの ウ 関係機関等との調整によるもの	国、県等の事業との調整。本市他事業との調整 関係機関（警察、道路管理者等）との調整。地元との調整。移転交渉に伴う調整
3 発注時において確認困難な要因に基づくもの ア 推定岩盤線の確認に基づくもの イ 地盤支持力の確認に基づくもの ウ 土質等の確認に基づくもの エ 地下埋設物の撤去等に基づくもの オ 建築物の隠ぺい部の確認に基づくもの カ その他確認困難な要因でやむを得ないもの	現場での掘削による確認 試験杭による確認 試験掘りによる確認 埋設管、ケ - ブル等の確認 天井、壁、土間、仕上材等の撤去による確認 遺跡、文化財等の確認。その他確認困難なもの
4 その他の理由により必要と認められるもの	

別記

1 設計変更理由の作成

ア 変更執行伺明細書の「変更理由」欄に別表の該当基準を記入すること。ただし、「基準4 その他の理由により必要と認められるもの」に該当する場合は、浜松市建設工事請負契約約款の該当条項を併せて記入すること。（該当項目が多い場合等は、別紙でもよい。）

イ 基準に対する具体的な理由は、次の「2 設計変更理由の記載例」に基づき、変更執行伺明細書の「変更理由」欄に記入すること。（枠内に収まらない場合等は、別紙でもよい。）

2 設計変更理由の記載例

設計変更する場合の理由は、下記の記載例のように箇条書とする。ただし、これにより難しい場合は、別途考慮すること。

変更理由が多種に亘る場合、主たるもの（複数）を、それぞれ項を別にして下記記載例により箇条書とする。

(記載例)
 当初設計の は、、 で施工する予定
 であったが、 した結果、 ため、 に変
 更しようとするものである。

以上の理由により、増(減)額変更したい。

当初設計の工種又は工法その他、必要に応じて数量等を記入する	当初設計の設計条件等を記入する	当初設計の形状寸法等を記入する	調査方法等を記入する	変更するための条件を記入する	変更しようとする形状寸法・工法及び増減を記入する
(例 - 1) 路側ブロック積工の測点 20~40m間	土質を砂利層と仮定し	法長 5m	掘削	法長 4mのところまで岩盤に到達した	法長 0.5m減じ 4.5mとし土台工も岩着工法
(例 - 2) 左岸橋台工の鋼管杭	ボーリング調査結果に基づき	L = 10m	試験杭を打設	L = 12mで支持力 t (設計支持力 t) となった	L = 12m
(例 - 3) 復旧延長	既設ブロック積と蛇籠護岸の間の	L = 35m	曲線部であったため再調査	測点 20~40mの間に 2mの誤測があった	2m増工し、復旧延長を 37m
(例 - 4) 軒裏天井	フッソ樹脂塗装鋼板	有孔パネル	既設済のものを調査	錆やすい傾向であることが判明した	平パネル

